

投開票速報オンラインシステム再構築業務
企画提案実施要領

令和3年12月

山梨県

目次

1 趣旨	-----	1
2 企画提案の概要	-----	1
3 企画提案参加資格	-----	2
4 実施要領等の交付	-----	2
5 企画提案参加資格の確認	-----	2
6 企画提案参加資格確認結果の通知	-----	3
7 企画書の作成及び提出	-----	3
8 審査	-----	4
9 契約	-----	4
10 支払条件	-----	4
11 質問及び回答	-----	4
12 企画提案の無効	-----	5
13 その他	-----	5

(実施要領添付書類)

- 【別紙】 投開票速報オンラインシステム再構築業務 企画提案書審査基準
- 【様式第1号】 企画提案参加資格確認申請書
- 【様式第2号】 会社概要等整理表
- 【様式第3号】 誓約書
- 【様式第4号】 業務実施体制証明書
- 【様式第4-1号】 配置予定者調書（業務主任担当者）
- 【様式第4-2号】 配置予定者調書（業務主任担当者に準ずる立場の担当者）
- 【様式第5号】 企画提案書提出票
- 【様式第6号】 質問票
- 【様式第7号】 辞退届出書

1 趣旨

(1) 提案を求める理由

投開票速報オンラインシステム（以下「システム」という。）は、県選挙管理委員会と市町村選挙管理委員会をオンラインで結び、各種選挙の投開票状況の報告を受け、集計・公表を行うシステムである。平成 28 年度より Windows7 対応のシステムとして構築・運用しており、選挙投開票速報の正確かつ迅速で安定的な運用に一定の成果を挙げてきた。

しかし、Windows7 のサポート期間が令和 2 年 1 月をもって終了し、OS の陳腐化とともに、システム上のリスクが高まっていくこととなるため、令和 4 年及び令和 7 年執行予定の参議院議員通常選挙、令和 5 年執行予定の山梨県知事選挙及び山梨県議会議員選挙、令和 7 年までに執行が見込まれる衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を対象として、Windows10 に対応した新たなシステムを構築する。

なお、新システムの構築にあたっては、基本的な機能や初期費用だけでなく、運用・保守等に係るライフサイクル費用や運用支援体制等についても勘案し、総合的に評価する必要があることから、高度な専門的知識やノウハウ等を活用した優れた提案を得ることを目的に、提案競技（プロポーザル）により、「投開票速報オンラインシステム再構築業務」を委託する事業者を選定することとし、本要領に基づき、企画提案及び審査を行う。

(2) 選定スケジュール

プロポーザル公告（山梨県ホームページ）	令和 3 年 12 月 15 日（水）
企画提案参加資格確認申請書提出期限	令和 3 年 12 月 24 日（金）午後 5 時
質問受付期限	令和 4 年 1 月 6 日（木）正午
企画提案参加資格確認結果通知	令和 4 年 1 月 5 日（水）以降
質問回答期限	令和 4 年 1 月 13 日（木）
企画書提出期限	令和 4 年 1 月 19 日（水）午後 5 時
審査（※）	令和 4 年 1 月下旬
審査結果通知、受託候補者特定	令和 4 年 2 月上旬

※必要な場合、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

2 企画提案の概要

(1) 業務名

投開票速報オンラインシステム再構築業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別添「投開票速報オンラインシステム再構築業務企画提案仕様書」による。

(3) 予算上限額

30,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）未満とする。

ただし、上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 企画提案参加資格

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

カ この公告の日から入札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）の二に定める競争入札に参加することができる者であること。

※物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

（郵便番号） 400-8501

（所在地） 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

（機関名） 山梨県出納局管理課調度担当

（電話番号） (055) 223-1395

4 実施要領等の交付

(1) 実施要領等の交付場所

「山梨県」ホームページに掲載することにより交付に代える。

5 企画提案参加資格の確認

(1) 企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請書には次を添付して提出すること。

① 会社概要等整理表（様式第2号）

② 誓約書（様式第3号）

③ 業務実施体制証明書（様式第4号）

④ 配置予定者調書（業務主任担当者）（様式第4-1号）

- ⑤ 配置予定者調書（業務主任担当者に準ずる立場の担当者）（様式第4-2号）
 - ⑥ 会社概要等を確認可能なパンフレット（可能な場合のみ）
- (3) 申請書は、令和3年12月15日（水）から令和3年12月24日（金）までの期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、以下の場所に提出すること。なお、申請書の提出にあたっては、事前に電話連絡すること。

提出場所

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館1階

山梨県総務部市町村課 行政選挙担当宛

電話番号（直通）（055）223-1829

FAX番号（055）223-1830

- (4) 申請書の提出は、持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は期限までに必着とすること。

6 企画提案参加資格確認結果の通知

- (1) 企画提案参加資格確認の結果は令和4年1月5日（水）以降に通知する。
- (2) 企画提案参加資格がない旨の通知を受理した者は、その理由について説明を求められることができる。説明を求める場合は、令和4年1月12日（水）正午までに知事宛の書面（様式自由）を5(3)の場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は期限までに必着とすること。なお、郵送にあたっては、事前に電話連絡すること。
理由は令和4年1月14日（金）までに、書面にて回答する。

7 企画書の作成及び提出

本業務は、県選挙管理委員会と市町村選挙管理委員会をオンラインで結び、各種選挙の投開票状況の報告を受け、集計・公表を行う現行のシステムを新たなシステムに再構築して選挙投開票速報の正確かつ迅速で安定的な運用を図っていくことを目的としており、次の資料を熟読した上で提案を行うこと。

- ・「投開票速報オンラインシステム再構築業務企画書作成要領」
- ・「投開票速報オンラインシステム再構築業務企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）

- (1) 企画提案書はできる限り別紙「投開票速報オンラインシステム再構築業務 企画提案書審査基準」の項目に沿って記載すること。また、工夫や利用者にとって有益であると考えられる独自提案がある場合は、わかりやすく記載すること。

文章を補完するための図表を適宜用いるほか、専門用語を用いる場合には解説を加える等、企画提案書を審査する者が正しく理解できるよう（誤認識・誤解しないよう）配慮すること。

提出された企画書は、審査で使用するために複写することがあることから、複写した場合でも文字、図形、模様等が判読可能であること、また判読しやすいよう文字の大きさである

こと等に留意して作成すること。

(2) 企画書は、令和3年12月15日（水）から令和4年1月19日（水）までの期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、様式5を付し、正本1部と副本10部を5(3)の場所に持参又は郵送で提出すること。郵送で提出する場合には、必ず事前に電話連絡すること。持参又は郵送いずれの場合も、期限を過ぎて提出された書類は受け付けない。

8 審査

- (1) 審査は企画書について、「投開票速報オンラインシステム再構築業務に係る企画提案審査会」において、別紙「投開票速報オンラインシステム再構築業務 企画提案書審査基準」によって行う。
- (2) 提出された企画書の記載内容に不明な点等があった場合は本県から回答期限を指定して質問するので、指定された期限までに必ず回答すること。また、審査の過程で必要と判断した場合には、プレゼンテーション（ヒアリング）を実施する。プレゼンテーション（ヒアリング）を実施する場合には、日程等を別途連絡する。
- (3) 審査結果は、企画書の提出のあった全ての者に対して令和4年2月上旬頃に通知する。

9 契約

- (1) 審査の結果、評価が最も高い提案者を優先交渉者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。
- (2) (1)の優先交渉者との協議が整わず契約締結が見込めないとき、又は優先交渉者が契約締結までの間に5の企画提案参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約締結に向けた協議を行う。

10 支払条件

本業務の委託料は、本業務の完了の後、所要の手続きの上、本業務に係る全ての委託料を支払うものとする。

11 質問及び回答

- (1) 本企画提案実施要領、仕様書等に対して質問がある場合には、質問票（様式第6号）に日本語で記載し、電子メールにて次の宛先に送付すること。
なお、電話による質問は受け付けない。

宛先：山梨県総務部市町村課行政選挙担当 井筒宛

E-Mail：senkan@pref.yamanashi.lg.jp

件名：投開票速報オンラインシステム再構築業務に関する質問

- (2) 質問の受付期間は、令和3年12月15日（水）から令和4年1月6日（木）正午までとし、この期間を過ぎて到達した質問は受け付けない。
- (3) 質問に対する回答は、申請書の提出のあった全ての者に対して、電子メールにて回答する。回答を受領した場合には、速やかに受領確認メールを送信すること。
なお、質問への回答は随時行うが、最終回答期限は令和4年1月13日（木）とする。

1.2 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者
- (2) 申請書、企画提案書、その他本企画提案に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者

1.3 その他

- (1) 企画提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (2) 申請書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届出書（様式第7号）を企画提案書の提出期限までに5(3)の場所に提出すること。なお、企画提案書の提出の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。
- (3) 提出された企画提案書類等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の再提出、修正、追加又は撤回をすることはできない。
- (5) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 企画提案実施要領、仕様書等、本県が交付する資料については、本提案以外の目的で使用してはならない。また、仕様書（別紙を含む）については、複写及び第三者への開示・提供等を行ってはならない。
- (7) 契約締結後、企画提案書に記した予定担当者等を変更する場合は、変更前の担当者と同等以上の資格、業務従事経験等を有することを証明する書類を添付して事前に本県に届け出て、本県の承認を得ること。